

# 公害弁連ニュース

No.  
182

全国公害弁護団連絡会議

2017年6月1日

熊本中央法律事務所

熊本県熊本市中央区京町2丁目12番43号

TEL: 096-322-2515 FAX: 096-322-2573

## 巻頭言

### 原発事故被害者訴訟の全面勝利をめざして

公害弁連代表委員／福島原発被害弁護団 共同代表  
弁護士 鈴木 堯 博

#### 全国の先陣を切った前橋地裁判決

原発事故被害者訴訟は、全国21の裁判所に28件の集団訴訟が係属しており、合計1万2000人超の被害者が原告となって裁判を闘っている。

全国の先陣を切って、本年3月17日に群馬訴訟の判決が前橋地裁で言い渡された。

この判決は、東電の責任について民法709条の適用は認められないとしながら「経済的合理性を安全性に優先させた」として強度の非難性を判断して事実上重い過失を認めるとともに、国の責任については国賠法1条1項の法的責任を認め、「規制権限不行使が著しく不合理なもの」として東電との連帯責任を認めるなど、責任論では画期的な判断を示した。しかし、他方で、原告134名のうち過半数72名の請求が棄却され、一部認容された原告の慰謝料も著しく低額であるなど、損害論では大きな問題を残すものとなった。

#### 正念場を迎えた原発事故被害者訴訟

(4月2日公害弁連シンポの討議から)

責任論では高く評価されながら、損害論では厳しい批判の対象となるという二面性をもつ前橋地裁判決について検討するために、日本環境会議と公害弁連の共催による「福島原発事故賠償訴訟の現段階と課題—群馬判決を受けて」と題するシンポジウムが4月2日に主婦会館プラザエフで開催された。時宜にかなったシンポ開催だっただけに、全国から弁護士、研究者、公害被害者、一般市民など170人が結集して会場は満杯になった。

まず、当該の群馬弁護団の鈴木克昌団長が判決報告をしたあと、吉村良一教授から損害論についての検討報告がなされ、下山憲治教授から責任論についての検討報告がなされた。それに引き続き、各地弁護団や研究者等から熱のこもった討論が行われた。

これらの討論を通じて、前橋地裁判決が重い国

賠償を明確に認めて、国の責任は2次的・補充的なものではなく東電と同等であるとしたことは大きな意義を持つことが確認された。他方で、損害論については、判決は被侵害法益が平穏生活権と判断しながらも、「身体に接続した平穏生活権」ではなく、「自己実現に向けた自己決定権」が中核になると狭く捉えたため、地域コミュニティーやふるさと喪失の事実を適正に評価せずに低額慰謝料に至ったことに対し厳しい批判が集中した。

今後の各地の訴訟で、前橋地裁判決の認めた責任論を引き継いでさらに発展させていくこと、損害論については、原陪審の定めた「中間指針」による賠償基準が被害の実態に見合わない低額なものであることを明確にさせ、「避難慰謝料」及び「ふるさと喪失慰謝料」について、被害者の生活再建が可能となるような損害賠償額を認めさせていくこと、そのために各地の訴訟で全力を尽くすことなど、今後の方向性が確認された。

全国各地の原発事故被害者訴訟は、前橋地裁判決に引き続き、次々と判決が言い渡される状況にある。まず、本年9月22日に千葉地裁で、10月10日に福島地裁で、来春から、京都地裁、福島地裁いわき支部、東京地裁等々で続々と判決が言い渡される。

原発事故被害者訴訟はまさに正念場を迎えている。

## 政策形成訴訟としての役割

原発事故被害者訴訟は、個別の原告の権利利益の救済を図るだけでなく、政策形成訴訟として、国の政策を是正させるための訴訟という重要な役割を持っている。

政府は、本年3月31日と4月1日に、福島県内の4町村（浪江町、川俣町、飯舘村、富岡町）の「避難指示」を一斉に解除した。これにより、事故直後に11市町村の約8万1千人に出された

避難指示は、「帰還困難区域」を除いて、対象区域の約7割で解除されたことになる。さらに来年3月までにはこれまで継続してきた賠償や住宅支援等が次々と打ち切られる。

しかし、福島県は森林の面積割合が7割を占めているにもかかわらず、森林が除染対象から除外されているため、避難指示解除の地域でも、里山には入ることもできない。除染廃棄物はフレコンバックの山となって農地等の上に置かれたまま撤去される目途が全く立っていない。インフラ整備も進んでいない。住民はふるさとに帰還したくても、このような劣悪な生活環境のふるさとに帰還することは難しい。

国は、2020年のオリンピック開催時期を目途に原発事故収束と福島復興をアピールするために、避難指示解除と賠償支援打ち切りにより、住民に対して帰還を強要する政策を取っていると言わざるをえない。

この帰還強要政策を是正させるには、原発事故被害者訴訟で、「ふるさと喪失」の実態を明確に認めた判決を勝ち取ることが必要である。

また、被害者の恒久的な健康管理対策についても、国民を放射能から守るための「原発事故子ども・被災者支援法」などの法律についても、国の法的責任を前提とした制度の確立や法改正が求められている。そのためにも、原発事故被害者訴訟判決で国の法的責任を断罪することが必要である。

## 全面勝利のために運動の発展・拡大を

公害裁判闘争の歴史は、被害者が統一要求を掲げて、裁判と運動を車の両輪のように相まって大きく発展させることによって、その要求の実現を勝ち取ってきた歴史である。

原発事故被害者は、行政による不当な地域分断や線引き等により「差別」と「分断」に苦しめら

れてきた。原発事故被害者訴訟の原告も、区域内避難者と区域外避難者、避難者と滞在者など、その置かれた状況は様々であり、被害者の要求を統一することは容易ではない。しかし、国民の理解と支持を広げるためには、被害者の様々な要求を整理して統一要求を策定することが必要である。

原発事故被害者訴訟の今後の大きな課題は、その要求の実現をめざして、全国的な規模での国民的な運動を大きく発展させることである。国民的な運動の力で勝利判決を勝ち取り、勝利判決をテコにして被害者救済と政策形成を実現させなければならない。

原発被害者訴訟原告団連絡会と全国弁護団連絡会を運動の母体としつつ、日本環境会議に結集する科学者・研究者（JEC 原陪研）との連携協力関係をさらに強化する。

各地の原告団・弁護団を中心に勝利判決を勝ち

取るために取り組まれている署名運動や支援者集会などを大きく発展させる。

さらに、公害被害者をはじめとする労働者市民等の支援者をいかに増大していくか、どれだけ多くの各界著名人の支持を取り付けられるか、マスコミに正確な報道を求めてどれだけ有効に働きかけられるか、脱原発訴訟の原告・弁護団との共闘関係をいかに強めるか、政策や法制度の改革に向け国会議員や地方議会議員への働きかけをいかに強めるか、全面解決に向けてのどれだけ大きな国民世論の支援を集められるか、今後取り組むべき課題は大きい。

福島原発事故は史上最大最悪の公害事件である。この事件の早期全面勝利を実現できるかどうか、まさに公害裁判闘争の真価が問われることになる。

## 前橋地裁判決の成果と今後の展望

原子力損害賠償群馬弁護団 団長  
弁護士 鈴木 克昌

### 一 訴訟の概要

群馬訴訟は、2013年9月11日に第一次提訴をして以来、第三次提訴まで、合計45世帯137名が提訴しました。途中、原告3名が亡くなり親族原告が訴訟承継したため、原告数は134名となりました。いずれも原発事故後に福島県内から群馬県内に避難した人やその家族、親族です。

原告の原発事故時の居住地は、区域内が25世帯76名、区域外が20世帯61名。請求額は、区

域内外を区別せず、感謝料1000万円（2000万円の内金）と弁護士費用100万円です。

審理では、ほぼ全世帯につき原告本人尋問を実施した他、福島地裁に出張しての本人尋問を1回、南相馬市から楢葉町にかけての原告宅4軒の現地検証を一日かけて行いました。

弁護団は、群馬弁護士会災害対策委員会のメンバーを中心に、震災直後から避難者支援にあたった弁護士70余名で構成しました。また、訴訟遂行にあたっては、新潟、山形、埼玉の各弁護団と

緊密に協力をした他、全国でたたかっている弁護団の皆様の支援をいただきました。あらためて感謝申し上げます。

## 二 津波の予見可能性を認めたこと

判決は、本件事故の原因を、津波によって配電盤が被水してその機能を喪失したこととした上で、東電が、敷地地盤面を優に超え、非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波の到来が予見できたかを検討し、平成9年3月のいわゆる4省庁報告書及び7省庁手引、そして、平成14年7月31日公表の長期評価を根拠として、遅くとも、長期評価公表の数カ月後の時点において予見可能となったとし、さらに、東電が平成20年5月に行った試算が、原発の敷地地盤面を優に超える結果となったことから、実際に予見していたと認定しました。

## 三 事故の回避可能性を認めたこと

判決は、給気ルーバから侵入した津波によって配電盤が被水したことが本件事故の直接の原因とした上で、結果回避措置としては、①給気ルーバのかさ上げ、②配電盤及び空冷式非常用ディーゼル発電機を建屋の上階に設置、③配電盤及び空冷式非常用ディーゼル発電機や電源車を原発西側の高台に設置し接続する常設のケーブルを地中に敷設すること、のいずれかが確保されていれば本件事故は発生しなかったとし、これらの措置は期間及び費用の点からも容易であったと認定しました。

そして、これを怠った東電については、経済的合理性を安全性に優先させたものとして、本件事故の発生に関し、特に非難するに値する事実が存し、慰謝料増額の考慮要素になるとしました。

## 四 国の規制権限不行使の違法について

判決は、国は原子力産業を企業に許して行わせる形で自ら推進してきたものであり、原賠法によっても、特に安全性の確保に万全の措置を講ずることとされており、規制権限を適時かつ適切に行使し、原子力災害の発生を未然に防止することが強く期待されていたとした上で、本件原発の敷地を優に超える津波発生の可能性や、本件原発の被水に対する脆弱性を認識していたにもかかわらず、東電が津波に対する対策をとろうとせず、特に、平成20年3月に東電が提出した耐震バックチェック中間報告書で津波について何ら言及しなかったことから、東電の自発的な対応や、国の口頭指示では適切な津波対策が期待困難になっていたことを認識し、規制権限を行使して結果回避措置を講じさせるべきであるのにしなかったとし、この規制権限の不行使は著しく合理性を欠くもので、違法であるとししました。しかも、その責任は、東電と同等であり、東電と国は賠償額全体について連帯責任を負うとしています。

なお、本件訴訟で、国は、津波対策は基本設計にかかわる事項であって、当時国には規制権限がなかったとの主張を押し立てていましたが、この主張は、福島第二原発設置許可取消し訴訟などで国が述べていた主張にも反し、現にそれまでの国の対応とも齟齬するものであって、当然ながら、判決において一蹴されました。

## 五 認定された慰謝料額について

判決は中間指針に一定の合理性を認めつつ、特に、中間指針を超える場合には、裁判手続等において個別にこれを主張立証することでその賠償を求めることができたとした上で、自己実現に向けた自己決定権を中核とする人格権としての平穩生

活権に対する侵害を認定して、原告各自についての慰謝料額を認定しました。既払控除前の原告ごとに認定された損害額は次のとおりです。

**【既払控除前の認定損害額】**

| 避難指示区域内  |    | 避難指示区域外  |     |
|----------|----|----------|-----|
| 250万円    | 9名 | 20万円     | 6名  |
| 300万円    | 8名 | 30万円     | 19名 |
| 400万円    | 1名 | 50万円     | 16名 |
| 500万円    | 1名 | 70万円     | 2名  |
| (棄却 53名) |    | (棄却 15名) |     |

ここから直接請求等での既払慰謝料額を控除した残金を認定しました。その結果、原告の内損害賠償が認容されたのは62名、棄却が72名となりました。認容額の合計は、3855万円です。

**六 慰謝料額が不十分となった理由について**

判決は、避難を強制されたことが平穏生活権を侵害するものとして、慰謝料の支払いを命じました。これまでたたかわれてきた公害裁判、環境裁判で、避難を強制されたこと自体の慰謝料を認めた例はあまりないようです。今回の前橋地裁判決は、これを正面から認めたもので、その意味でも画期的と言ってよいと思います。

また、慰謝料額について、中間指針にとらわれず独自の検討をし、区域外避難者を含む一部原告について、中間指針の基準から上乘せを認めました。

しかし、認定された損害額は総じて低い金額にとどまり、原告らが受けた深刻な被害を十分に反映したものとは言えないものでした。この結果、少なくない原告が請求を棄却され、認められた原告についても認容額が不十分なものとどまりました。

私達は、訴訟を迅速に進行させるため、慰謝料以外の損害（たとえば避難実費や財産損害、逸失利益、健康被害に関する慰謝料）については、直

接請求やADRで請求をすることとし、平穏生活権侵害による精神的苦痛についての慰謝料の請求にしほりました。この結果、範囲が限定的となり、認定額が低く抑えられた可能性が否定できません。避難指示区域内から避難した原告を中心に、中間指針の基準に届かなかった原告も少なくありません。

一方、損害額から差し引かれた既払慰謝料額については、実質的に生活費増加額等を含んでいるはずの避難慰謝料や日常生活阻害慰謝料として支払われた金額を全額控除しています。このため、認定額に対して控除額が大きくなりました。

**七 控訴について**

本件については、一審認定金額に承服できない原告を中心に、28世帯、70名が控訴をしました。一方、国と東電は3月30日に控訴しました。この結果、一審で認容され控訴をしなかった原告20名が被控訴人として応訴を強いられるため、控訴した原告とあわせて90名が控訴審をたたかうこととなりました。

控訴審では、前橋地裁判決が認定した国と東電の責任をさらに明確なものとするともに、賠償額を被害に見合った十分なものとするために取り組む決意です。



# 高浜 3・4 号機仮処分大阪高裁決定について

高浜原発仮処分滋賀訴訟弁護団 団長  
弁護士 井戸 謙 一

## 1 はじめに

平成 29 年 3 月 28 日、大阪高裁第 11 民事部（山下郁夫裁判長、杉江佳治裁判官、吉川愼一裁判官）は、平成 28 年 3 月 9 日に天津地裁がした高浜原発 3・4 号機の運転禁止決定を取り消し、住民らの申立てを却下する旨の決定をした。

画期的な天津地裁決定を葬り去った本件決定は、その判断内容が、想定できる中で最悪のものであったと言って過言ではない。本件決定の文面のどこからも、福島原発事故を招く一因を作った司法の責任の自覚も、原発の再稼働に反対する圧倒的な世論と市民の不安を置き去りにして政府が原発再稼働路線に突き進んでいるという政治状況の下で司法が果たすべき役割についての自覚も感じることができない。本稿では、本件決定の問題点を網羅することができないので、そのいくつかの点について、簡潔に説明したい。

## 2 福島原発事故被害に対する無関心

本件決定中には、福島原発事故被害についての事実認定や言及が全く存在しない。今の時代に原発差止め裁判を担当する裁判所としては、福島原発事故のような事態を二度と起こさせないという気構えが必須のはずである。福島原発事故被害に対する驚くべき無関心が、本件決定を特徴づけている。

## 3 原発に求められる安全性について

- (1) 本件決定は、①原発に求められる安全性は「相対的安全性」であり、「原子力発電所に求められる安全性の程度は、他の設備、機器等に比べて格段に高度なものでなければならない」が、「原子力発電の有用性、必要性が高いか低いかによって、求められる安全性の程度が左右されるもの」ではなく、「原子力規制委員会が自ら策定した基準に適合するものとして安全性を認めた原子力発電所は、審査及び判断の過程に不合理な点が認められない限り……原子力発電所に求められる安全性を具備する」（89 頁）と述べた。
- (2) ここに現れているのは、原子力規制委員会及び新規制基準に対する盲目的な信頼である。新規制基準が「格段に高度な安全性」をなぜ保証するのか、何の説明もなされていない。天津地裁決定が、福島原発事故の原因を「津波」と決めつける原子力規制委員会の姿勢に強い疑問を呈したのとは、顕著な対照をなしている。
- (3) 住民らは、原発に「絶対的安全性」を求めることができないとしても、「相対的安全性」にはレベルの違いがあること、原発事故の被害が極めて深刻であること、電力供給のために原発を運転させる必要がないことから、「想定的安全性」のレベルは限りなく「絶対的安全性」に

近いものでなければならぬと主張した。周辺住民に被害を与えるリスクがある科学技術の使用が社会的に許容される根拠は、社会的必要性しかありえない。社会的必要のない科学技術の使用が許されるとすれば、その安全性の程度は限りなく高度なものでなければならぬはずである。しかし、大阪高裁は、住民らのこの問題提起に何の回答も示さなかった。

- (4) そもそも、原発に求められる安全性は、どこまで安全性を高めれば原発の運転を許容するかという社会通念によって決められるべきものである。少なくとも、原子力規制委員会の判断が「社会通念」と一致するなど短絡する根拠はない。そして、原発に求められる安全性は、原子力工学や放射線防護学の知見だけでは答えを出すことはできない。これには、倫理学、社会学、経済学、歴史学その他広範な知見を要する。ドイツ政府が原発ゼロを決断する契機となった「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」には、原子力工学の専門家は一人も入っていないことが想起されるべきである。原子力規制委員会の任務を分析すれば、①原発に求められる安全性の設定、②その安全性を実現するための規制基準の制定、③個々の原発が規制基準に適合しているかの判断、以上の3つに分類できるだろう。②と③には専門技術的裁量が認められるべきであろう。しかし、①については、裁量が認められる余地はない。原子力規制委員会は、①について専門性を有していない。これについて裁判所は、自ら審査をしなければならない（行政訴訟であれば、実体的判断代置）。

#### 4 立証責任論について

- (1) 本件決定は、次のとおりのべた。
- ア 高浜3・4号機が安全性の基準に適合しないことは、債権者住民らに主張立証責任がある。
  - イ 高浜3・4号機の安全性の審査に関する科学的・技術的知見及び資料の保有状況に照らせば、事業者において高浜3・4号機が新規規制基準に適合することを主張立証すべきであり、この主張立証が十分尽くされないときは、高浜3・4号機が原子炉規制法の求める安全性を欠き、債権者住民らの人格権を侵害する具体的危険のあることが事実上推認される。
  - ウ 事業者が上記主張立証を尽くしたと認められるときは、債権者住民ら側において、新規規制基準が合理性を欠き、または高浜3・4号機がこれに適合するとして原子力規制委員会の判断が合理性を欠くことを主張立証する必要がある。
- (2) この理論は、いわゆる「伊方最高裁の判断枠組み」として示されてきた考え方の一つであるが、粗雑であり、重要な点で誤っており、考えられる限りで最悪の立証責任論である。以下、詳述する。
- ア 伊方最高裁判決（平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁）は、被告行政庁の判断に不合理な点がないこと、すなわち具体的審査基準及び被告行政庁の適合判断に不合理な点がないことの主張立証責任を事実上被告行政庁に課した<sup>1</sup>。この立証責任論に従えば、訴訟は、被告が上記主張立証に成功するかどうかで勝敗が決するはずである（1段階論）。

1 事実解明義務論者からは、「推認」という言葉が使われていることを理由に立証責任の転換ではないと主張されているが、本来的に立証責任を負う相手方の立証活動の評価によって「推認」されるのであるから、この「推認」が敗れることは有り得ない。

イ ところが、福島原発事故前に原発差止訴訟を担当した下級審は、被告事業者は基準への適合性だけを立証すればよく、それでも人格権侵害の具体的危険があることは住民側が立証すべきであるとした（2段階論）。これは、伊方最高裁判決の変質である。

ウ 福島原発事故後の裁判所は、この点を見直してきた。事業者の立証責任を加重した本件決定の原決定だけでなく、住民の請求を退けた決定であっても、2段階論をとりながらも、被告が立証すべき事項を、基準への適合性と基準の合理性としたもの【福井地裁高浜原発仮処分異議審決定（平成27年12月24日・判例時報2290号29頁）、鹿児島地裁川内原発仮処分決定（平成27年4月22日・判例時報2290号147頁）】、被告に全面的な立証責任を負わせる1段階論をとったもの【福岡地裁宮崎支部川内原発即時抗告審決定（平成28年4

月6日・判例時報2290号90頁）】等、上記変質を是正してきたのである。ところが、本件決定は、時計のねじを福島原発事故前の下級審の最悪の立証責任論に戻してしまった。

## 5 最後に

他にも指摘したい点が多々あるが、紙幅がない。具体的な争点に対する本件決定の判断内容は、ほとんどが関西電力の主張と原子力規制委員会が作成した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（以下「考え方」という。）の引き写しであり、裁判所自らが真摯に検討した形跡がうかがえない。そして、住民の主張のいくつかは、判断の対象とすらされていない。結論ありきの、行政追従、盲従の決定と評価せざるを得ない。悲しいことであるが、本件決定は、市民の司法に対する信頼を大きく傷つける結果となった。

## 4・17 長崎地裁判決と今後の情勢について

有明弁護団

弁護士 吉野 隆二郎

### 1 長崎地裁判決

4月17日に長崎地裁は、一部の原告に対する関係で、開門の差し止めを認める判決を言い渡しました。本件訴訟は、一昨年（2015年）10年6日に結審し、本年3月27日まで1年以上にわたり和解協議が行われていましたが、その打ち切りがなされて1か月以内に判決の言い渡し期日が指定されたことや、すでに、同じ裁判体において、

2015年11月10日に、開門の差し止めを維持する保全異議決定が出されていたことから、その保全異議決定と同じ内容であることが予測されました。実際に言い渡された判決の内容は、ほぼ、保全異議と同じものでした。

国が予算措置を講じていた3-2開門（調整池の水位を-1.2~-1mの間で管理する開門方法で、調整池の水位は開門しない状況と変わらない）については、①風速5メートル以上の強風が4日間



程度継続する場合（平成1年から平成23年まででわずか6回しかない）に潮風害のおそれがあることや、②ブロッコリー栽培（4名）とアスパラガス（1名）にしみこみ塩害が生じるおそれがあることなど極めて限定された被害が差し止めの根拠とされました（この程度であれば、これまでの判例であれば、補償で済むと一蹴されておかしくありません）。

また、私たちは補助参加人として、開門による漁場環境改善効果を主張しましたが、国が国の主張と抵触する旨主張したことを根拠に、「被参加人の訴訟行為と抵触するため、本件訴訟において、その効力を有しないものである」と判断され、私たちの主張立証は判断材料になりませんでした（裁判所が矛盾抵触の判断を放棄したことも問題です）。

## 2 判決後の対応

判決が言い渡される以前から、弁護団としては、国が控訴しないという対応を行う可能性が否定できないと考えていました。そのため、独立当事者参加の申立（国への開門請求のみを定立した準独立当事者参加）の準備が隠密になされ、判決言い渡しの午前中に申立が行われました（発表は後日）。

さらに、判決言い渡しの即日に補助参加人としての控訴手続を行いました。

しかし、判決の翌日には、読売新聞から国が控訴しない方針であるという記事が流されました。

それに対して、今回の判決において、権利が失われている勝訴原告が複数いることが判決前に分かっていたことから、そのことをマスコミに公表するなどして、国に控訴を促しました（保全異議決定に対する保全抗告手続において、複数の農業者から取下書が提出しており、一定数の農業者が営農をやめていることが分かっていたからです。また、塩害が認められた農業者の1名については、

ビニールハウスが壊れて営農していないとの現地からの情報が入っていました）。

4月24日には、上京して農水大臣との面談を行いました（その前の週末には、控訴断念を求める長崎県知事ほか関係者、控訴を求める佐賀県知事ほか関係者がそれぞれ農水大臣との面談を行いました）。私たちは、面談において、保全抗告審で3-2開門で勝てるという主張をしているのにこれを変更するのはおかしい、明らかな無権利者が分かっている判決を確定させるのはおかしい、などと主張して、国の控訴対応を求めました。また、国が控訴しないと、開門に反対する人々との話し合いのテーブルがなくなってしまうということも指摘しました。さらに、独立当事者参加が行われたことも伝えました。

## 3 国は控訴せず

面談の翌日（4月25日）の閣議後の記者会見において、農水大臣は、控訴しないことを公表しました。その際の談話によれば、「事前対策工事の着手すら行えず、現実に開門することは著しく困難な状況となっていること」「平成22年の開門を命ずる福岡高等裁判所の判決が確定した後の開門の当否に係る裁判所の判断においては、当該判決の事実認定を実質的に否定する判断を含め開門しない方向での判断が重ねられてきていること」などを前提に、「我が国の司法制度の下では必ず



しも最高裁判所による統一的な判断が行われるとは限らないことを総合的に考慮した結果、問題を解決するには、国として、今後の基本的な考え方を明確にする必要があると判断するに至りました」として、控訴しないという判断をしたとの説明がなされました。

しかし、事前対策工事に着手できないのは、国の努力不足にすぎません（辺野古などでは、警察を導入してまで、工事を強行しています）。さらに、開門を否定する司法判断が続いたのは、国が漁場環境改善に関する私たちの主張を援用しないからです。そのような国にとって開門しないための都合のいい事実を前提に、確定判決に反する方針を国がとるとするのは理解できません（むしろ、国が開門差止訴訟にまじめに対応すれば、少なくとも

も3-2開門では勝訴でき、矛盾する義務の解消は可能です）。

この農水大臣の談話をふまえて、同日に独立当事者参加人は、控訴手続を行いました。国の「控訴しない」という方針の表明にもかかわらず、舞台は福岡高裁へと移ることになります。

## 4 今後のたたかい

私たちは、独立当事者参加によって、控訴された開門差止訴訟において、3-2開門での勝訴を目指しながら、3-2開門を基本にした和解決着を求めて活動していく所存である。

また、請求異議訴訟の控訴審においても確実に勝利をするべく、全力をあげて取り組む所存である。

## 現地調査に行きました！

ノーモア・ミナマタ近畿第2次国賠訴訟弁護団  
弁護士 中谷 彩



### 1 はじめに

初めまして。ノーモア・ミナマタ近畿第2次国賠訴訟弁護団の中谷彩と申します。弁護士3年目、弁護団に参加して3年目になります。

今回は、本年2月4日・5日に行いました、現地調査についてお話ししたいと思います。

### 2 現地調査

#### (1) 現地調査の目的

当弁護団では、本年2月4日・5日に、東京弁

護団と一緒に、熊本県天草市倉岳町棚底地区・宮田地区、姫戸町牟田地区・二間戸地区へ現地調査に行きました。

今回の目的は、現地で、曝露当時の食事を再現していただくこと、漁業関係者から漁業について・魚介類の流通について・家族の食事についてなどを聞き取ること、行商人の方のお話を聴くことなどです。主に、「曝露」といって、原告の方々がどのようにして汚染された魚介類を口にしたのかを調べるのが目的です。

現地調査の際には、地元の関係者の方にたくさん集まっていただき、ご協力していただきました。

## (2) 一日目 (4日)

現地では、各弁護士がグループに分かれ、それぞれの地域で調査を行いました。

まず、私は、4日、倉岳町棚底地区へ行きました。

棚底では、昭和30年代～40年代頃の、漁業関係者の家族の食事を再現していただきました。直径40cm程の各大皿に大量のお刺身、煮魚、フライなどが盛りされており、お魚が豪快に入ったみそ汁など、魚介類をふんだんに使った数々のお料理をご用意していただきました。大人と子どもを含めた家族5～6人前の量とのことでしたが、想像以上に量も多い印象を受けました。お話を聴くことに集中しなければならず、作っていただいたお料理をあまり食べられなかったことが最大の後悔です。

また、漁業関係者の方から、当時の漁業の方法、漁場、獲る魚介類の種類、獲った魚の流通について等の話を伺いました。当時の貴重な船の写真なども見せて頂き、原告の方々がどのような環境で過ごしてきたのか、具体的にイメージを持つことができました。

## (3) 二日目 (5日)

次に、5日、私は、倉岳町宮田地区へ行きました。宮田地区では、私の担当する原告のご家族に参加していただいていたからです。

当時の食生活や、家族で漁に行った時の様子などを詳細にお聴きしました。また、担当原告のご家族は漁業関係者でしたが、当時の水俣病に対する漁業関係者の評価などもお話していただき、漁師という仕事に対するプライドと、水俣病患者として救済を受けることの葛藤の様子を聴くことができました。

現在も、当時の自宅で住んでいるとのことで、ご自宅まで一緒に行きました。ご自宅から海までは徒歩数分で、当時も今も本当に海と一緒に生活しているのだということが体感できました。

## (4) 感想

刑事ドラマで、某刑事が言う、「事件は会議室で起きているんじゃない。現場で起きているんだ!」という有名な言葉がありますが、弁護士の世界でも、これは全く同じで、大切なことだと思います。

これまで、原告の方々から、当時はどんな食事を食べ、どんな生活をしていたか等を聴く機会がたくさんありました。多くの方が、「魚は一杯食べてたよ。」「食べていたものは、魚がほとんどやね。」「大きな皿に山盛りの刺身を食べたよ。」というようなことを話されていました。問診の際には、中皿(直径15センチ程度)で何杯という単位で、魚介類の摂取量を聴いているのですが、正直に申し上げると、あまり具体的なイメージを持ってないまま、お話を伺っていました。

実際のところ、その印象は、裁判の場でも、裁判官も同じ印象を持つところではないかなと思います。やはり、別の環境で育ってきた人にとっては、なかなかイメージがしにくいものです。

今回、実際に、当時の食事を再現していただき、原告の方々がお話されていたことは、このことだったのかと、自分の目で初めて確かめることができました。本当にお魚が大量に使われていたのです。ここで初めて、原告の方々のお話を具体的にイメージすることができました。もちろん、写真もたくさん撮りました。

今回の現地調査で得たことは、現在弁護団でま



とめ、証拠として提出するつもりです。裁判官にも、具体的なイメージを持ってもらいながら、原告の方々の言葉に耳を傾けてもらいたいと思います。

### 3 おわりに

今回、私が参加した、倉岳町・姫戸町での現地調査のほか、本年4月に、当弁護団では東京弁護

団と一緒に鹿児島県出水郡長島町へ現地調査に行っています。

どんなに離れていても、「現地に行く」ことの重要性は非常に高いということを改めて実感しました。

また、こういった機会があれば、ぜひ行きたいと思います。

#### 【若手弁護士奮戦記】

## 神奈川建設アスベスト訴訟の一員として

首都圏建設アスベスト訴訟・神奈川訴訟弁護団  
弁護士 永田 亮



### 1 はじめに

2013年冬に弁護士登録して、ほとんど最初の仕事が、建設アスベスト訴訟の原告の方のご自宅を訪問して、お話を伺うというものでした。その方は左官として長年にわたって建設現場で作業を続けられ、アスベストが原因で肺がん罹患していましたが、当時の働きぶりなどたくさんのお話を聞かせてくれ、弁護団への愚痴もこぼす(笑)など非常に元気そうでした。その方も平成27年の秋に亡くなってしまいました。建設アスベスト訴訟においては、中皮腫などのアスベスト疾患の予後が非常に悪いことから、提訴期間中に命を落とす原告も多数存在し、神奈川では、原告119名中、77名が裁判の決着を見ることなく亡くなっています。「命あるうちの解決」というスローガンが非常に重く響いています。

### 2 建設アスベスト訴訟と私

建設作業従事者のアスベスト関連疾患発症への救済を求めた建設アスベスト訴訟は全国各地で行われています。神奈川では、東京高裁の第1陣訴訟、横浜地裁の第2陣訴訟に取り組み、アスベスト疾患への救済を求め続けていますが、本年3月、両裁判とも結審を迎えることとなりました。全国のアスベスト訴訟でも初めての高裁判決と、高裁判決を踏まえた地裁判決が間近に迫り、建設アスベスト訴訟において非常に重要な局面に至っています。

私は、弁護士登録してすぐ、同じ事務所の先輩弁護士で神奈川訴訟の事務局長を務めていた阪田弁護士に連れられ弁護団に参加することとなりました。それまでアスベスト訴訟のことなど何も知りませんでしたし、アスベスト訴訟は、その医学的知見から、各建設作業従事者の就労実態、裁判所に主張している法理論まで、何から何まで膨大

かつ複雑怪奇で、右も左も分からない同期の弁護士と勉強会を開くなどして、なんとか先輩弁護士に食らいつこうと努力を続けてきました。

1年目の6月には、大部の書面を2通同時に出すこととなり、事務局長である阪田弁護士と分担して、自分の担当部分を起案するとともに、他の担当者から送られてくる起案を合体させるという気の遠くなるような作業も行いました。大変ではありましたが、裁判所を動かすための新主張ということもあり、まさに奮闘という日々を過ごしていたかと思います。議事録を取って欲しいという要望を受け、1年目にもかかわらず事務局会議や全国会議にも参加し、自分の担当部分だけでなく全体の議論状況も把握できる重要な機会を得られたと思います。

しかし、弁護士登録してまる1年が経とうとした2014年12月、事務所の先輩で事務局長であった阪田弁護士がすい臓ガンで急逝しました。私だけでなく弁護団全体として失ったものの大きさに非常にショックを受けましたが、それ以降も、事務局会議や全国会議などに出席し続けました。阪田弁護士の遺志を継ぐということもありますが、この1年の取組みで、この建設アスベスト訴訟が、私自身が心から解決したい事件となったからです。そのような事件に巡り会ったことは、今後の弁護士人生においてもとても大事なことだと思います。

### 3 これからの建設アスベスト訴訟と私

建設アスベスト訴訟では、国に対しては、アスベスト建材の危険性を認識しながら規制権限の行使を怠ったとしての責任を求め、アスベスト建材メーカーに対しては、危険なアスベスト建材を製造販売し続け、作業員への適切な警告表示を行わなかったこと等の責任を求めています。

国の責任を肯定した地裁判決もありますが、労働安全衛生法を根拠としたため、企業に雇用されていない一人親方や事業主の作業員は、現場で全く同じ作業をしていたにもかかわらず救済の対象とされませんでした。

メーカーの責任は、昨年の京都地裁の判決が初めて認めましたが、メーカーは未だに自社の建材の責任ではないとか他にもっと悪い企業がいるなどと主張し続けています。

各地の判決の問題点を乗り越え、国と企業に対して十分な責任を認めさせること、そして原告らが適切に救済されるべきことを求め、弁護団としての取組みを続けています。

私も、まだ3年目だという言い訳はせず、高裁で認められた原告本人尋問を担当し、今年3月の結審に向けて作成する最終準備書面の取りまとめ作業も行うなど、この冬から春にかけて非常に忙しい時間を過ごしました。これもなにものにも代えがたい貴重な経験となっていますし、それが結実し、私たちの主張が認められる公正な判決がなされることを信じています。

ただし、個別の裁判のみで救済されるのは、提訴をした原告のみです。今後も建設作業従事者がアスベスト疾患を発症することが予想されるため、私たちは、将来全てのアスベスト疾患に罹患した建設作業従事者が救済される制度の創設を求めています。この度の判決が、各地の裁判に影響を与えるのみならず、救済制度の創設にも大きな一歩となることは明らかです。

### 4 終わりに

そのような私も、弁護士になって4年目となり、若手だけど若手扱いしてもらえないようなそんな年代になりました。私が奮闘している間も、アスベスト問題は解決していませんし、多くの原告が

亡くなってしまいました。判決は、秋頃になると  
思われますが、判決までの間にも、行政やメー  
カー、裁判所にも働きかけを続けるとともに、判  
決を踏まえた取組みも一層強めていかなければな  
らないと感じています。

|   |   |                                      |    |
|---|---|--------------------------------------|----|
| — | <b>【巻頭言】</b><br>原発事故被害者訴訟の全面勝利をめざして     | 公害弁連代表委員／福島原発被害弁護団 共同代表<br>弁護士 鈴木 堯博 | 1  |
| — | 前橋地裁判決の成果と今後の展望                         | 原子力損害賠償群馬弁護団 団長<br>弁護士 鈴木 克昌         | 3  |
| — | 高浜3・4号機仮処分大阪高裁決定について                    | 高浜原発仮処分滋賀訴訟弁護団 団長<br>弁護士 井戸 謙一       | 6  |
| — | 4・17長崎地裁判決と今後の情勢について                    | 有明弁護団<br>弁護士 吉野隆二郎                   | 8  |
| — | 現地調査に行きました！                             | ノーモア・ミナマタ近畿第2次国賠訴訟弁護団<br>弁護士 中谷 彩    | 10 |
| — | <b>【若手弁護士奮戦記】</b><br>神奈川建設アスベスト訴訟の一員として | 首都圏建設アスベスト訴訟・神奈川訴訟弁護団<br>弁護士 永田 亮    | 12 |